

**一般社団法人 日本定位・機能神経外科学会**  
**委員会細則**

(総則)

第1条 本細則は、一般社団法人日本定位・機能神経外科学会（以下「本法人」という）の定款規定に基づき、本法人の目的及び事業の遂行のために設置される委員会の構成、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 各委員会の任務は、理事会又は第8条で定める個別の委員会の細則で定めるものとする。

- 2 各委員会は、当該委員会の活動内容について、理事会及び評議員会に報告しなければならない。また、理事会から報告を求められたときは、直ちにその活動内容の報告をしなければならない。

(委員長及び委員会の構成員)

第3条 各委員会には、委員長1名を置くものとし、本法人の理事又は評議員の中から、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、委員会の会務を総括する。
- 3 委員長は、委員会を構成する委員を、本法人の会員、評議員、役員あるいは学識経験者等の中から委員会の運営に必要な人数を指名する。また、委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 4 委員長は、前項の規定に基づき委員を指名した後、速やかに委員会の構成員を理事会に報告し、承認を得なければならない。

(任期)

第4条 委員長の任期は、当該委員長の理事又は評議員としての任期に従うものとし、理事又は評議員として任期満了を迎えた場合には、委員長の任期も満了となる。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員会の各委員の任期は、前項に規定する委員長の任期に従うものとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長の任期満了に伴い委員の任期が満了となった場合であっても、後任の委員長が選任され、新しい委員が承認されるまでの間は、委員はその委員会の任務を引き続き遂行するものとする。

(会議)

- 第5条 各委員会の会議は、必要に応じて、委員長が随時招集する。
- 2 各委員会の決議は、出席した委員の過半数をもって決する。
  - 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電子メールによって委員の意見を求めることにより、各委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果を各委員に報告しなければならない。
  - 4 委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

- 第6条 各委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記載又は記録した議事録を作成し、委員長が署名又は記名押印する。

(委員会事務局)

- 第7条 各委員会は、その業務を処理するため必要がある場合には、定款に定める事務局とは別に、各委員会の判断により、業務を補佐する委員会事務局を個別に置くことができる。
- 2 委員会事務局は、各委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成、会場整備などの業務を行う。

(各委員会細則)

- 第8条 本法人に設置される各委員会において、委員会の運営に必要がある場合は、各委員会の発議により、理事会の承認を経て、個別に各委員会の細則を定めることができる。
- 2 第3条第3項、第4項、および第4条、第5条の規定については、前項の細則により本細則と別段の定めをすることを妨げない。

(委員会の廃止)

- 第9条 本法人の運営、会務の変更、廃止等により、委員会が必要なくなった場合は、理事会の決議により委員会を廃止することができる。

(改廃)

- 第10条 本細則の改廃は、理事会の決議により行う。

令和2年6月15日 改正